

平成 16 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ミ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎  
(コード番号 7867 東証 市場第 1 部)  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 田 島 省 二  
( T E L 03 - 3693 - 9033 )

### 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 26 日 (水) 開催の当社取締役会において、120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、発行価額(本社債額面 100 円につき金 100 円)と異なる価格(発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円)で一般募集を行います。

#### 記

1. 社 債 の 名 称 株式会社トミー120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
(以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 総 額 金 70 億円
3. 各 社 債 の 金 額 金 100 万円の 1 種
4. 社 債 券 の 形 式 無記名式利札付とする。
5. 社 債 の 利 率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)  
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 16 年 6 月 3 日(木)から平成 16 年 6 月 7 日(月)までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する予定。
6. 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面 100 円につき金 100 円  
ただし、各本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 社 債 の 発 行 価 格 本社債額面 100 円につき金 102.5 円
8. 社 債 の 償 還 価 額 本社債額面 100 円につき金 100 円  
ただし、繰上償還する場合は、第 17 項第(3)号または第(4)号に定める価額による。
9. 分 割 譲 渡 の 禁 止 商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 社 債 の 償 還 期 限 平成 21 年 3 月 31 日(火)
11. 申 込 期 間 平成 16 年 6 月 8 日(火)から平成 16 年 6 月 10 日(木)まで  
申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率及び転換価額決定日において正式に決定する予定。申込期間が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 6 月 4 日(金)から平成 16 年 6 月 8 日(火)までとなる。
12. 払 込 期 日 平成 16 年 6 月 23 日(水)
13. 募 集 の 方 法 一般募集
14. 物 上 担 保 及 び 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のため

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 保証の有無 に特に留保されている資産はない。
15. 財務上の特約 担保提供制限条項、担附切換条項、特定資産の留保条項及び利益維持条項が付される。
16. 利 払 日 毎年3月31日及び9月30日
17. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成21年3月31日（火）にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

平成16年6月24日から平成17年3月31日までの期間については金104円

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については金103円

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間については金102円

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間については金101円

平成20年4月1日から平成21年3月30日までの期間については金100円

- (4) 120%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第18項第(7)号 に定める転換価額の120%以上であった場合、平成17年8月1日（月）以降いつでもその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

- (5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

#### 18. 新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。

- (2) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 新株予約権の行使請求期間

本社債の社債権者は、平成16年8月2日(月)から平成21年3月30日(月)（第17項第(3)号ま

ご注意：この文書は、当社が120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

たは第(4)号に定めるところにより、平成 21 年 3 月 30 日(月)以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。

(6) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が第17項第(3)号または第(4)号に定めるところにより本社債を繰上償還する場合においては、当社は同時に本新株予約権の全部を無償で消却する。

(7) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、未定。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

転換価額決定日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に1.00~1.05を乗じた価格を仮条件とする。転換価額については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成16年6月3日(木)から平成16年6月7日(月)までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する予定。

(8) 転換価額の下方修正

当社は平成17年6月24日(金)(以下「第一決定日」という。)及び平成19年6月22日(金)(以下「第二決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額)が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

本号の規定に関わらず、本号により修正された金額が、当初の転換価額の80パーセントを下回る場合には、当該80パーセントにあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに本項第(9)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額(本号により修正された金額は考慮しない。)を当初の転換価額とみなす。

本号及びにより修正された転換価額は、第一決定日に転換価額が修正された場合には平成17年7月25日(月)以降、第二決定日に転換価額が修正された場合には平成19年7月23日(月)(以下この各日を「効力発生日」という。)以降、これを適用する。

各決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(9)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号またはによる修正が各決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額をそれぞれの効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調

ご注意：この文書は、当社が120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} = \text{調整後} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、株式分割により普通株式を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額  
転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (11) 代用払込に関する事項  
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
- (12) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (13) 本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
19. 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由  
利率及び転換価額決定日の取締役会において決定する。
20. 社債管理会社 株式会社三井住友銀行
21. 登録機関 株式会社三井住友銀行
22. 元利金支払事務取扱者 株式会社三井住友銀行、日興シティグループ証券株式会社他
23. 行使請求受付場所 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 本店
24. 行使請求取次場所 株式会社三井住友銀行、日興シティグループ証券株式会社他
25. 引受会社 日興シティグループ証券株式会社を主幹事とする引受証券団
26. 申込取扱場所 引受会社の本店及び国内各支店
27. 取得格付 B B B (株式会社日本格付研究所)
28. 保管振替機関への同意 平成16年5月26日(水)同意済
29. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、以下について削除、訂正を行い、適宜、項を繰り上げる。  
第4項：新株予約権付社債券の形式は無記名式とする  
第5項：本社債には利息を付さないとする  
第16項：削除  
第22項：「元利金支払事務取扱者」を「償還金支払事務取扱者」と読替える
30. その他本社債発行に関する必要事項は、今後の取締役会において決定するほか、当社代表取締役社長がその細目及び未決定事項を決定する。
31. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社が120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

手取概算額 6,970 百万円については、設備資金に 3,000 百万円、新規事業用投資資金に 1,000 百万円、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、設備投資計画は、平成 16 年 3 月 31 日現在以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	使途の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既に支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	東京都葛飾区	玩具事業	金型（協力工場設置）	3,000	0	転換社債型 新株予約権 付社債 1	平成 16.4	平成 18.3
提出会社	東京都葛飾区	玩具事業	建物	2,000	0	自己資金	平成 16.4	平成 18.3

(注) 1. 1は今回発行予定の転換社債型新株予約権付社債であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

設備資金に関しては売上高と収益の増加、新規事業用投資資金に関しては事業の拡大、運転資金に関しては、当社の成長性、収益性を高めるものと考えます。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定的な経営基盤の確保と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を念頭におきつつ、業績などを勘案した利益配分を実施していくことを方針としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に基づき財務状況・期間損益等を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、長期的な競争力の強化と企業価値の増大を図ることを目的として、今後の事業拡充、研究開発、製造設備等に重点的に投資してまいります。

### (4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

### (5) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	42.17 円	166.52 円	80.05 円
1 株当たり年間配当金 (1 株当たり中間配当金)	20.00 円 (15.00)	- 円 (-)	10.00 円 (-)
実績配当性向	-	-	12.49%
株主資本当期純利益率	-	-	10.44%
株主資本配当率	2.16%	-	1.18%

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1.各決算期の「1株当たり当期純利益」は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数で除した数値です。
- 2.平成14年3月期及び平成15年3月期の実績配当性向については、当期純損失が計上されているため、記載していません。
- 3.各決算期の「株主資本当期純利益率」は、当該決算期の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。なお、平成14年3月期及び平成15年3月期は当期純損失が計上されているため、記載していません。
- 4.各決算期の「株主資本配当率」は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部の合計)で除した数値です。
- 5.平成16年3月期の数字は、未監査となっております。

### 3.その他

#### (1)売先指定の有無

該当事項はありません。

#### (2)潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成16年4月末)の発行済株式数に対する潜在株式の比率は、23.16%となる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、既に発行されている旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権ならびに商法第280条ノ20、商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権及び今回発行する新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

予想転換価額：1,973円(平成16年5月25日の東証終値1,879円の5.00%アップ)

発行済株式数：20,419,299株

#### (3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	2,780円	1,211円	870円	2,000円
高値	3,200円	1,850円	2,040円	2,050円
安値	1,086円	811円	870円	1,650円
終値	1,211円	872円	2,005円	1,879円
株価収益率	13.98倍	-	-	23.47倍

- (注) 1.平成17年3月期の株価については、平成16年5月25日現在で表示しております。
- 2.株価収益率は、決算期末(平成17年3月期については平成16年5月25日現在)の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成14年3月期及び平成15年3月期は当期純損失が計上されているため、平成15年3月期及び平成16年3月期の株価収益率は記載していません。

以上

ご注意：この文書は、当社が120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。